

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月）午後2時10分から午後2時40分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第9号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第6 議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権賃借）

6. 会議の概要

議 長	<p>ただ今から令和3年第5回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名あり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、3番高田光國委員、6番辻田檉市委員をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>今回上程されています、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第8号について、ご説明いたします。</p> <p>整理番号は、1及び2でございます。</p> <p>本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。</p> <p>整理番号1は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、1筆、地目は畑、面積は38㎡です。</p> <p>整理番号2は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、1筆、地目は畑、面積は38㎡です。</p> <p>今回、お互いの農地の形を整えるための交換を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。</p> <p>小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
● 番	<p>お互いの農地の形を整えるための交換として話がまとまったもので、特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問、意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>全員賛成でございますので、議案第3号、整理番号1及び2は、許可と決定します。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号5について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。</p> <p>譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さん外1名です。</p> <p>申請地は、1筆、地目は畑、面積は422㎡です。</p> <p>今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。</p> <p>小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。</p> <p>なお、5アールの下限面積については、里庄町の農業委員会として、令和2年度から新たに始めた「住宅の取得に付随した農地の場合、下限面積を1アール」とするようにしました。よって、下限面積1アールも満たしております。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
● 番	<p>譲受人が住宅と併せて農地を取得し、営農をするということで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問、意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、整理番号5は、許可と決定します。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号6について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号6について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。</p> <p>譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、1筆、地目は田、面積は109㎡です。</p> <p>今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。</p>

	<p>小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
● 番	<p>譲受人が、自身が元々持っている南の土地に付随した「今回取得する農地」の地権者からの申し出により、農地の形もきれいにするというこ</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問、意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、整理番号6は、許可と決定します。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号9について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>なお、本件については、●●委員が利害関係者となるため、一時退席をお願いします</p>
事務局	<p>整理番号9について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。</p> <p>譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、1筆、地目は畑、面積は105㎡です。</p> <p>今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。</p> <p>小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま</p>
事務局	<p>現在も、譲受人が耕作しており、譲渡人と譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問、意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>全員賛成でございますので、整理番号9は、許可と決定します。 ●●委員に、再度入っていただきます。</p>
議 長	<p>続きまして、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第9号について、ご説明いたします。 整理番号は、7でございます。 本件は、農地造成に係る農地法第4条第1項に基づく農地造成に係る一時転用の許可申請でございます。 申請人●●●●さんです。 申請地は、1筆、地目は田、面積は109㎡です。 土砂の搬入を伴う「一定規模以上の農地改良」を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため「一時転用許可」の対象となります。 今回、申請人である、●●さんが田から畑へ農地造成を行うことを目的に、工事期間中における一時転用の申請が行われました。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
● 番	<p>申請地は、●●分館に位置しています。 転用目的は、法面へ擁壁等での補強と田から畑への造成となっております。 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にコンクリート擁壁・L型擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。 雨水については、水路、沈殿枡を設け既存水路へ接続します。 以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。</p>
事務局	<p>農地法第4条第6項第5号により「一時的な利用に供するため農地を農地以外のものに使用とする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき」は、許可することができないとされています。 確認したところ、令和3年12月末までに造成を完了し、その後、準備をしながら野菜を作付する具体的な計画をたてており、工事完了後速やかに農地として利用されることが確実と認められます。 農地の区分は、第3種農地と判断しております。 転用目的は、法面へ擁壁等での補強と田から畑への造成であり、適当であると考えます。 資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことは</p>

	<p>なく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。</p> <p>転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。</p> <p>申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。</p> <p>申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。</p> <p>転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は、特に支障がないと判断します。</p> <p>また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問、意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、議案第9号、整理番号7は、許可と決定します。</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号8について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>なお、本件については、●●委員が利害関係者となるため、一時退席をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、整理番号8について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。</p> <p>申請人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、農業振興地域内の白地域内にあり、1筆、地目は畑、面積は、339㎡です。</p> <p>今回、●●●●さんが、個人住宅の建築を目的に申請が行われました。</p>

議 長	事務局からの説明が終わりました。 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
● 番	申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されている状況です。 転用目的は、個人住宅の建築となっております。 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、安定勾配の法面とし、土砂が流出しないようになっています。 雨水については、水路、沈殿枡を設け既存水路へ接続します。 生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。 近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な個人住宅ですので、影響はないと判断します。 以上です。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。
事務局	農地の区分は、第2種農地と判断しております。 転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。 資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無 許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して 行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周 辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、 確認した結果、問題がないと判断します。 以上です。
議 長	ただいまの整理番号8の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告につ いて、ご質問、ご意見等ございますか。 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 整理番号8について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願 います。 (全員挙手) 全員賛成でございますので、整理番号8は、許可と決定します。 ●●委員に、再度入っていただきます。
議 長	続いて、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第10号、整理番号3について、ご説明いたします。 本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条 に基づく申請でございます。 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。 申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田が1筆、面

	<p>積は489㎡です。</p> <p>今回、譲受人の●●さんが露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
●番	<p>申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。</p> <p>転用目的は、露天駐車場整備となっております。</p> <p>隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にブロックを設置し、土砂が流出しないようになっています。</p> <p>雨水については、自然透水と既存水路へ接続します。</p> <p>生活排水については、露天駐車場のためありません。</p> <p>近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響はないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。</p> <p>資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの整理番号3の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>整理番号3について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、整理番号3は、許可と決定します。</p>
議長	<p>続いて、整理番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、整理番号4について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。</p> <p>譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p>

	<p>申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田が1筆、面積は、299㎡です。</p> <p>今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、住宅の建築を目的に申請が行われました。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
●番	<p>申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。</p> <p>隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にコンクリートの土留めを設置し、土砂が流出しないようになっています。</p> <p>雨水については、水路、沈殿枘を設け、既存排水路へ接続します。</p> <p>生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。</p> <p>近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、住宅の建築であり、適当であると考えます。</p> <p>資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの整理番号4の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>整理番号4について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、整理番号4は、許可と決定します。</p>
議長	<p>続きまして、今回上程されています、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第11号について、ご説明いたします。</p>

	<p>整理番号は、10から11でございます。関連ですので一括してご説明します。</p> <p>里庄町長より、令和3年5月10日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。</p> <p>2筆、内訳は田が2筆です。面積は1,549㎡です。</p> <p>設定を受ける者は、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団、設定をおこなう者は、整理番号10が●●●●さん、整理番号11が●●●●代表相続人●●●●さんです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障は無いと思われます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明について、質問、意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、議案第11号、整理番号10から11番について、賛成の農業委員の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、議案第11号、整理番号10から11は、承認と決定します。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第5回総会を閉会いたします。</p>